

南魚沼市の子育て支援サービス

子育て支援に関する医療費助成

☎子育て支援課 こども家庭支援班 ☎773-6822

子どもの医療費助成事業

平成30年度から全額助成の上限年齢を拡大しました。

助成内容

0歳児～未就学児：通院・入院…全額助成

小学1年生～中学3年生：

通院…1回につき、530円を超える額を助成(同月内、同一診療科の場合、5回目以降は全額助成)

入院…1日につき1,200円を超える額を助成
4月1日(日)からの受給者証が届いているか、ご確認ください。

ひとり親家庭等医療費助成事業

☎ひとり親家庭などの父か母とその子ども、父か母に一定の障がいがある家庭の父か母とその子ども、子どもを養育する父母以外の養育者とその子ども

※原則、子どもが18歳になった年度の末日まで対象

助成内容

通院…1回につき、530円を超える額を助成(同月内、同一診療科の場合、5回目以降は全額助成)

入院…1日につき1,200円を超える額を助成

妊産婦医療費助成事業

いったん、医療費を支払ってから申請してください。

☎母子手帳の交付を受けている人

助成内容 母子手帳交付日の翌月初日から、出産日の翌月末分の医療費

申請窓口 子育て支援課、大和・塩沢市民センター

申請期限 診療を受けた月の末日から6か月

必要書類 受給者証、領収書、保険証、口座番号の控え、印鑑

共通事項

助成対象は、保険適用分です。健康保険の対象となる治療用装具(上・下肢装具、小児治療用眼鏡など)を購入した場合に、助成対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

子育て世帯への手当

☎子育て支援課 こども家庭支援班 ☎773-6822

児童手当

対象 中学生以下の子どもの養育者

支給額(月額、子ども1人あたり)

3歳未満：15,000円

3歳～小学校：第1・2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学生：10,000円

※養育者の所得が制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します

支給月 2・6・10月に4か月分を支給

児童扶養手当

☎・離婚などで父か母がいない家庭

・父か母に一定の障がいがある

・子どもを養育する父母以外の養育者

※原則、子どもが18歳になった年度の末日まで対象

支給額 月額10,030円～42,500円(所得に応じ、支給額が変わります。子ども2人目5,020円～10,040円、3人目以降3,010円～6,020円を加算)

支給月 4・8・12月に4か月分を支給

特別児童扶養手当

☎一定の障がいのある20歳未満の子どもを家庭で育てている父母など

支給額 子どもの障がいの状態により、1級：51,700円、2級：34,430円(月額、子ども1人あたり)

支給月 4・8・11月に4か月分を支給

共通事項

いずれも申請が必要で、所得制限があります。

子育てに関する教室

☎保健課 ☎773-6811

マタニティサロン

夫の妊婦体験、乳児の抱っこ体験、話し合いなどから子育てをイメージする教室です。

☎妊娠中期の夫婦

※日程は、母子手帳交付時にご案内します

育児力アップ講座

「子どもの心と言葉」を育むための講話や、ふれあい遊びを体験できます。

☎主に生後5・6か月児を育てている人

※日程は、4か月児健診時にご案内します

共通事項

☎子育て支援センター 子育ての駅「ほのぼの」

☎無料